

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 渋谷 税務署長殿

① 収受印

納税地 〒151-0053 渋谷区代々木2-23-1
 ニュースイト対-262号室
 (電話番号 03 - 6276 - 6551)

(フリガナ) イヌイシジュウカイケイジムシヨ

屋号 乾新宿渋谷会計事務所

個人番号

(フリガナ) インボイス ミナヨウ

氏名 インボイス 見本用

(個人の方) 振替継続希望

所管 要否 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類

個人番号カード・通知カード・運転免許証
その他

身元確認

年 月 日

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和

個人事業者用 第一表

自 令和 05年 01月 01日 課税期間分の消費税及び地方
 ② 消費税の 確定 申告書
 至 令和 05年 12月 31日

中間申告 自 令和 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円	
課税標準額		A	1 5 0 0 0 0
消費税額		B	1 1 7 0 0
控除過大調整税額			
控除		C	9 3 6 0
返還等対価に係る税額			
貸倒れに係る税額			
控除税額小計 (+ +)		C	9 3 6 0
控除不足還付税額 (- -)			
差引税額 (+ -)		D	2 3 0 0
中間納付税額			0 0
納付税額 (-)		D	2 3 0 0
中間納付還付税額 (-)			0 0
この申告書が修正申告である場合			
差引納付税額			0 0
課税売上割合			
課税資産の譲渡等の対価の額			
資産の譲渡等の対価の額			
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額			
控除不足還付税額			
差引税額		D	2 3 0 0
還付額			
納付税額		E	6 0 0
中間納付譲渡割額 ㉑			0 0
納付譲渡割額 ㉒ (- ㉑)		E	6 0 0
中間納付還付譲渡割額 ㉓ (㉑ -)			0 0
この申告書が修正申告である場合			
確定譲渡割額 ㉔			
差引納付譲渡割額 ㉕			0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付税額) ㉖		F	2 9 0 0

③

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応式		
	上記以外	<input type="checkbox"/>	一括比例式配分式		
④	基準期間の課税売上高				660千円
<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				
還す付る金を受付けようとする等	銀行 本店・支店	金庫・組合 出張所	農協・漁協 本所・支所	預金 口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用				
税務署整理欄					

税理士名 (電話番号)

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

㉑ = (+ ㉒) - (+ + + ㉓) ・修正申告の場合㉔ = + ㉕
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。
 2割特例による申告の場合、㉑欄に㉑欄の数字を記載し、
 ㉑欄×22/78から算出された金額を㉒欄に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

②又は③の記入をお忘れなく。

付表6 税率別消費税額計算表
〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特 別

⑤

課税期間	05・01・01~05・12・31	氏名又は名称	インボイス 見本用
------	-------------------	--------	-----------

課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	第二表の欄へ 円	第二表の欄へ 円	第二表の欄へ 円
		150,000	150,000
課税標準額	A欄(千円未満切捨て) 000	B欄(千円未満切捨て) 150,000	第二表の欄へ ① 150,000
課税標準額に対する消費税額	(A欄×6.24/100) 第二表の欄へ	(B欄×7.8/100) 第二表の欄へ	第二表の欄へ ② 11,700
貸倒回収に係る消費税額			第一表の欄へ
売上対価の返還等に係る消費税額			第二表の欄へ
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (+ -)		11,700	11,700

控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
特別控除税額 (× 80%)		9,360	第一表の欄へ ③ 9,360

貸倒れに係る税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
貸倒れに係る税額			第一表の欄へ